

議案第53号

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年6月13日

つくば市長 市原健一

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「全出力20キロワット以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第17条の2　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体^{きょう}は、不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

(3) 雨水等の侵入防止の措置が講じられたものとすること。

(4) 次に掲げる措置を講ずること。

ア 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

イ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ウ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

エ 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

オ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

カ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

キ 急速充電設備を手動で緊急停止させることができること。

ク 自動車等の衝突を防止すること。

(5) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(6) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準について

ては、前条第1項第2号、第7号及び第9号から第11号までの規定を準用する。この場合において、同項第7号中「変電設備」とあるのは「急速充電設備」と、同項第9号中「変電設備のある室内」とあるのは「急速充電設備の周囲」と読み替えるものとする。

第18条第2項中「前条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第4号」を「第17条第1項第4号」に改め、同条第4項中「前条第1項第9号」を「第17条第1項第9号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後のつくば市火災予防条例第17条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。